

近江八幡市議会会議規則の一部を改正する規則

近江八幡市議会会議規則（平成22年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第70条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 第1項の規定にかかわらず、議長は、必要があると認めるときは、問題を可とする者を起立させることに代えて、その者に電子採決システム（電子的方法を活用した採択装置をいう。以下同じ。）の賛成ボタンを押させることにより表決を採ることができるものとし、賛成ボタンを押した者の多少を認定して可否の結果を宣告する。

第76条中「起立の方法で」を「起立の方法又は電子採決システムにより」に改める。

付 則

この規則は、令和8年1月1日から施行する。

提案理由

市庁舎の移転に伴い、新たな議場システムが導入され、電子採決システムの使用が可能になったことから近江八幡市議会会議規則の一部を改正するもの。